

第4次京丹後市地域福祉計画
第4次京丹後市地域福祉活動計画
【令和4(2022)年度～令和8(2026)年度】

概要版

ささえ愛

たすけ愛

ふれ愛のまち

京丹後



令和(2022)4年3月

京丹後市・京丹後市社会福祉協議会

●地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

1 計画策定の趣旨と位置づけ

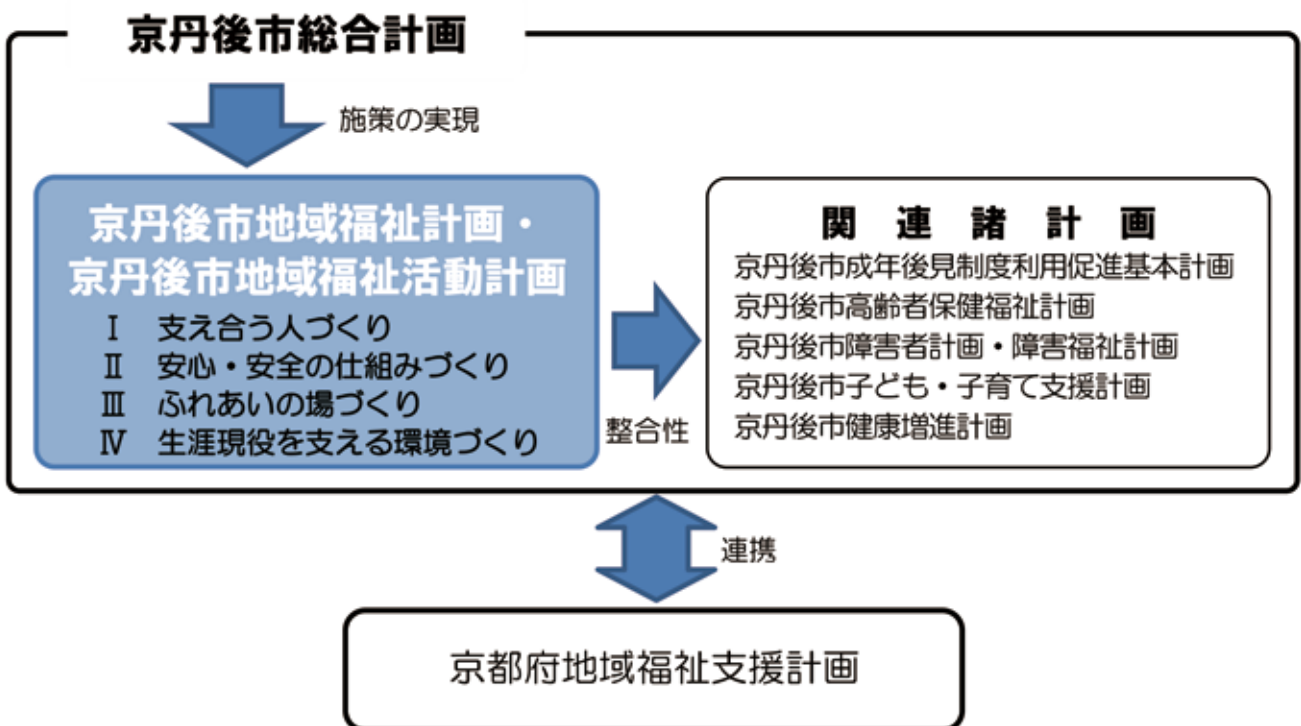
近年、本格的な人口減少社会の到来や少子高齢化社会の進行、核家族化、単身世帯が増加するなど、社会構造の変化とともに地域のつながりが希薄化しています。また、様々な分野の課題が同時にいくつも絡み合って複雑化・複合化し公的な福祉サービスのはざまにある事例などが発生しています。

市では、地域福祉計画を策定し制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指し取り組みを進めてきました。

一方、社会福祉法人京丹後市社会福祉協議会では、地域福祉活動計画を策定し、民間の福祉活動の中心として、さまざまな福祉事業の実施、住民主体の福祉活動の支援・促進の取り組みを進めてきました。

両計画は、いずれも地域住民を主役として地域福祉の推進を目指すもので、地域福祉のあるべき姿を描いており、密接不可分の関係にあります。

更なる京丹後市民の福祉の向上及び地域福祉の充実を図るため、両計画を一体化して策定し、第2次京丹後市総合計画に掲げる地域福祉施策の最上位計画として位置づけています。



2 計画の期間

計画の期間を令和4年度から8年度までの5年間とし、地域福祉計画・地域福祉活動計画を一体化して策定しています。

	R3	R4	R5	R6	R7	R8
京丹後市総合計画	第2次 H27~H37 (R7)					
京丹後市地域福祉計画	第3次	第4次				
京丹後市地域福祉活動計画	第3次					

●計画の基本理念と目標

少子高齢化に伴う人口減少、情報化の進展など、急速な時代の変化に伴い、福祉分野における行政の役割はますます複雑化・高度化しています。また、近年、頻発する大規模な自然災害や新型コロナウイルス感染症により、人と人のつながり方や支援の方法などについて新たな対応の検討が必要となっています。

そのような中、希薄化している地域のつながりや絆を回復させ、安全・安心で生きがいを持って健康的に住み続けられる環境の整備が求められています。また、地域が元気に“輝く”、市民主役のまちをつくるには、「地域力」を高める必要があります。

市民総幸福の最大化を目指したまちづくりを進めるため、市民一人ひとりの地域に対する思いや福祉に対する意識を高めるとともに、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民が主体的に「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで「地域力」を高め合い、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく真の地域共生社会の実現を目指します。



レクリエーションを通じた異世代交流

基本理念: ささえ愛 たすけ愛 ふれ愛のまち 京丹後
基本目標: I 支え合う人づくり II 安心・安全の仕組みづくり
III ふれあいの場づくり IV 生涯現役を支える環境づくり

ささえ愛 たすけ愛 ふれ愛のまち 京丹後

支え合う人づくり



取り組みの方向
(1)多様な価値観を認め合う活動の推進
(2)地域福祉活動推進の担い手の育成と支援
(3)市民活動の育成と支援

安心・安全の仕組みづくり



取り組みの方向
(1)包括的な支援体制の強化
(2)支え合いの体制づくりと機能の充実

ふれあいの場づくり



取り組みの方向
(1)活動拠点の確保・創出
(2)市民主体の交流の場づくりの支援

生涯現役を支える環境づくり



取り組みの方向
(1)健康づくりの推進
(2)社会参加しやすい環境づくりの推進

基本目標1

支え合う人づくり

誰もが地域で幸せを感じながら暮らしていくためには、個人の自立とともに連帯感を育み、地域住民一人ひとりが支え合い、助け合いの意識を高めることが大切です。誰もが地域の担い手として主体的に参画し、地域を共に創っていく地域共生社会の実現を目指します。



人権講演会

(1)多様な価値観を認め合う活動の推進

社会福祉の基礎は、多様な価値観を認め合いお互いが助け合う精神にあります。多様性を認め合う意識を高め養うため、すべての市民に対する福祉教育が大切です。

様々な機会を通じた福祉教育や体験学習などの取り組みは、人として大きく成長するきっかけとなるとともに、自主的な社会貢献活動への参加を促すことにもつながります。

具体的な取り組み

- ①人権尊重の意識の醸成 ②福祉教育の推進 ③次の世代を支える人づくりの推進

(2)地域福祉活動推進の担い手の育成と支援

民生委員・児童委員や福祉委員は、地域福祉の重要な担い手であり悩み事や困り事を抱える人を地域から孤立させないためには不可欠な存在です。

身近な生活課題の解決のためには、地域住民が主体的に参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることが必要です。

具体的な取り組み

- ①民生委員・児童委員活動の支援と充実 ②福祉委員の育成と活動の充実

(3)市民活動の育成と支援

多くの市民が地域や福祉に理解や関心を持ち、ボランティア活動に参加することは、「地域力」を高める重要な一歩となります。また、複合化・複雑化する地域生活課題への対応は、地域福祉を推進する役割を担う NPO や市民活動団体との協働が不可欠です。

地域福祉を進めるために、多くの人が協力し合い、お互いを理解し合っていくこと、また、仲間づくりが重要です。

具体的な取り組み

- ①ボランティアの育成と支援 ②NPO 団体や新たな市民活動者の育成と支援 ③地域活動への参加の促進

活動事例

地域ボランティア・担い手の育成・支援・連携

社会福祉協議会では、ボランティア活動を始めるきっかけや福祉に関心を持っていただくために、ボランティア養成講座を実施しています。

また、地域別担い手養成講座や出前講座などを通し、地域内の課題を解決するために必要な情報や知識、技能を持つ方を育成しています。



傾聴ボランティア養成講座

基本目標2

安心・安全の仕組みづくり

地域における様々な課題を解決するため、多様な支援機関等が密接に連携した支援体制を構築し、適切な支援を行います。子どもから高齢者まで見守ることのできる仕組みづくりを、地域全体で作りに上げていくための支援を行います。

また、自然災害や犯罪に対して、市民と行政、関係機関等が一体となり協働して取り組む仕組みづくりに努めます。



寄り添い支援総合サポートセンター

(1) 包括的な支援体制の強化

複雑化・複合化した課題の早期発見、適切な支援につなぐためには、市民、地域、関係機関、行政等がそれぞれの役割の中で支援する分野横断的な支援体制の仕組みづくりが必要です。

高齢者支援、権利擁護支援等について、保健・医療・福祉が連携した包括的・継続的な地域ケア体制を強化します。また、障害のある人の就労や障害福祉サービス等の生活支援を図ります。

自立した生活を送るための制度の周知を行い、福祉サービスの利用につなげるとともに、充実した福祉サービスの提供のため福祉人材の育成に努めます。

具体的な取り組み

- ① 情報提供体制の充実
- ② 福祉サービスの適切な利用の支援
- ③ 多機関協働による相談支援体制の強化
- ④ 生活困窮者等の自立支援体制の強化
- ⑤ 子どもの貧困対策の推進
- ⑥ 権利擁護支援の推進・充実
- ⑦ 福祉従事者の資質向上と人材確保のための連携

(2) 支え合いの体制づくりと機能の充実

住民同士がお互いに顔の見える関係を築くことは、見守り体制の強化につながるとともに防犯対策にもなります。また、災害時の安否確認・避難支援などの相互の助け合い活動にも非常に重要です。

市民と関係機関の連携・協働により地域での見守りや相談体制の充実を図り、孤立・孤独や虐待防止、自殺予防に地域ぐるみで取り組む必要があります。また、支援が必要な人を支える仕組みを構築することで、早期に適切な支援先につなぐことも可能になります。

具体的な取り組み

- ① 地域福祉推進組織の育成・支援
- ② 地域における見守り活動の充実
- ③ 防犯・交通安全の取り組みの強化
- ④ ボランティアセンター機能の充実
- ⑤ 地域防災力の強化

活動事例

福祉サービス利用援助事業

社会福祉協議会では、知的障害や精神障害のある人、認知症の高齢者などが、地域で安心して暮らし続けられるよう、日常的な金銭管理や大切な書類の預かり、福祉サービスの利用手続きなどを行う「福祉サービス利用支援事業」を実施しています。

相談を受けた専門員は、本人の意見を尊重しながら支援計画の作成・契約を行います。その後、生活支援員が定期的に利用者宅などを訪問し、生活上のアドバイスや、相談に応じた金銭の払い出しなどの支援サービスを行います。



福祉サービスの利用を支援

基本目標3

ふれあいの場づくり

地域での自主的な福祉活動を生み育てるためには、人や情報が集まる場を設けることも大切です。地域の様々な人が、様々な場所で関わりを持ちながら、集い、憩い、学べる地域の拠点づくりの推進に引き続き努めます。

関係機関は、地域での福祉活動に対して、地域住民の主体性を中心に置いた支援を行います。



福祉委員活動による世代間交流

(1) 活動拠点の確保・創出

地域福祉活動の活性化や活動の効果的な展開を図るためには、活動するための場所づくりや確保が必要です。地域内の活用できる資源を検討し、地域の人たちが集まり触れ合える場所づくりを進めます。

具体的な取り組み

- ① ふれあいの場所づくりの推進
- ② 未利用施設などの活用

(2) 市民主体の交流の場づくりの支援

すべての人が地域の中で孤立することなく人のつながりの中で暮らしていけるよう、市民の自主的な交流の場づくりやつながりづくりが大切です。

また、その活動の支援や学習機会を提供する必要があります。

具体的な取り組み

- ① 居場所づくりの支援
- ② 世代間交流の場づくりの促進

活動事例

ふれあいサロン活動

人と人を結び、支え合える関係づくりの場として、福祉委員やボランティア等が企画・運営する高齢者サロンや子育てサロンがあります。

レクリエーションや勉強会、茶話会などの楽しいプログラムは、こころとからだの健康保持にもつながっています。



子育てサロン

小地域ネットワーク事業

地域で見守り、支え合えるしくみづくりのため、自治区、連合区、地域福祉推進組織等が実施する、地域のつながりを活かしたネットワークづくりを支援しています。



小地域いきいきネットワーク事業

基本目標4

生涯現役を支える環境づくり

いつまでも心身ともに元気で、生涯現役で活躍することのできる百才活力社会の実現を図り、誰もが多様な技能や能力を地域で活かせる場づくりや生きがいづくりを進めます。

また、誰もが生きがいを持って暮らせるための、移動手段や交通手段の確保のほか、施設のバリアフリー化などの環境づくりを推進します。



「☆体・寿命・元気☆丹後のびのび体操」
(通称:のびのび体操)の地区での取り組み

(1)健康づくりの推進

心身ともに健やかに生活するためには、生活習慣が確立される以前の早い時期から健康づくりや食育に取り組み、健康で規則正しい生活習慣を身につけることが大切です。

また、それぞれの世代にあったアプローチで健康づくりやフレイル予防により健康寿命を延ばすほか、京都府立医科大学と市立弥栄病院の連携により、市内の長寿者の健康・長寿要因を解明するとともに、その研究成果を地域社会に還元し、生涯現役の百歳健康長寿のまちを実現します。

具体的な取り組み

- ①生涯を通じた健康づくりと介護予防の促進
- ②次世代の健康づくりと食育の推進

(2)社会参加しやすい環境づくりの推進

全ての人を使いやすい設備の整備や仕組みの充実、外出支援サービスの推進が必要であるとともに、地域全体としてノーマライゼーションの考え方が浸透した社会環境づくりが必要です。

誰もが様々な分野で才能を発揮し、生涯現役で元気に活躍できる社会の実現を目指すとともに、就業機会の確保、公民館事業をはじめとする地域活動や社会活動への参画の促進により、百才活力社会の実現を図ります。

具体的な取り組み

- ①社会参加のための手段の確保
- ②バリアフリーとユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- ③就労と生きがいづくりの創出

活動事例

より便利な交通体系の構築

市では、ささえ合い交通、上限200円バスなどのほか、高齢者の外出支援としてのタクシー代割引チケット発行や予約型乗合タクシーの実証実験を行うなど、交通空白地の解消とともに移動サービスの提供、充実を目指しています。



高齢者の外出を支援

高齢者の社会参加と就業機会の提供

京丹後市シルバー人材センターでは、事業者、各種団体、行政などと連携し、健康で働く意欲のある高齢者に、知識・経験・技能を活かした「就業の場」を提供しています。

高齢者の「居場所」と「出番」を創出し、生きがいづくりや社会参加の促進を図り、地域福祉を推進しています。



高齢者の就業機会の提供

計画推進のための視点

1 誰ひとり置き去りにしない「真の地域共生社会」の実現

「誰ひとり置き去りにしない」ということを根底に置きながら、寄り添い支援総合サポートセンターにおけるワンストップ相談や適切な福祉サービスの提供に引き続き努めていきます。さらに、「京丹後市障害の特性に応じたコミュニケーション促進条例」「京丹後市手話言語条例」などを踏まえた心のバリアフリーの促進、世代や分野の垣根を超えて地域全体で支え合うネットワークづくりを展開していきます。

2 百才活力社会の推進

世界の中で長寿国である日本において、本市は特に長寿のまちとして知られています。健康寿命の延伸に向けた取り組みにあわせて、100歳になっても様々な分野で才能を磨き続け、生涯現役で元気に活躍することができる「百才活力社会づくり」を提唱し、高齢者が持つ知識や能力を活かせる場づくりや多様な雇用機会の創出、趣味やスポーツなどを気軽に楽しめる環境づくりを推進していきます。

3 「SDGs」の推進

本市は、令和3年5月に国の「SDGs未来都市」に選定され、また、第2次京丹後市総合計画においてもその活用が掲げられている中、本計画を推進する視点として17ある目標の中で関連の大きい10の目標について取り組みます。

1 貧乏な人々をなくす	目標1《貧困》 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる	2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する	目標2《飢餓》 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
3 すべての人に健康と福祉を	目標3《保健》 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	4 質の高い教育をみんなに	目標4《教育》 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
5 ジェンダー平等を実現しよう	目標5《ジェンダー》 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う	8 豊かになり、持続可能な成長を	目標8《経済成長と雇用》 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
10 国内及び各国間での不平等を是正する	目標10《不平等》 国内及び各国間での不平等を是正する	11 住み続けられるまちづくりを	目標11《持続可能な都市》 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市および人間住居を実現する
16 平和と公正を	目標16《平和》 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	17 パートナリシップを強化する	目標17《実施手段》 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

京丹後市 健康長寿福祉部 生活福祉課 〒627-0012 京都府京丹後市峰山町杉谷 691 番地
TEL: (0772)69-0310 FAX: (0772)62-1156
社会福祉法人 京丹後市社会福祉協議会 〒627-0111 京都府京丹後市弥栄町溝谷 3464 番地
TEL: (0772)65-2100 FAX: (0772)65-3294